

令和3年度 伊達市看護師等修学資金の貸付募集について

この制度は、看護師等の養成施設に在学している方で、将来伊達市内（以下「市内」という。）の医療機関等で看護師等の業務に従事する意思がある方を対象に、無利子で修学に必要な資金を貸付けることにより、市内における看護師等の確保と質の向上を図ることを目的としています。

1 募集人数

- (1) 看護師養成課程又は准看護師養成課程の在学者、若しくは認定看護師教育課程の履修生あわせて 8名程度

※申請人数により、市の予算の範囲内で募集人数を変更することがあります。

2 募集期間

以下の日程で申請を受け付けします。

令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで

※申請は、いずれも期限まで必着で提出ください。

3 応募資格

- (1) 次に掲げる全てを満たしている方

- ① 看護師等の養成施設に在学している方
- ② 将来伊達市内で看護師等の業務に従事する意思のある方
- ③ 成人で独立した生計を営む連帯保証人を原則2名立てられる方

- (2) その他

- ① 年齢、居住地、学校所在地は問いません。
- ② 他の制度との併用も可能です。

ただし、各貸付の返済免除事由が市外の医療機関等へ就職であるなど、前号②と相反することにならないよう、併用する制度の内容をよくご確認ください。

4 応募方法

「伊達市看護師等修学資金貸付制度のしおり」6ページの「★貸付申請をするとき」により、必要な書類を直接市役所に持参するか又は郵送してください。※期限まで必着

【裏面に続く】

5 貸付けの決定

(1) 貸付決定の日

5月中に貸付決定を行う予定です。ただし、募集人数を越える応募があった際には、選考を行うため、6～7月中に決定となる予定です。

(2) その他

面接により選考する場合がありますので、申請者が市役所へ来庁できるよう日程調整をお願いします。

(面接を行う場合、事前に日程をご連絡しますが、5～6月中の予定です。)

※ その他詳細については、「伊達市看護師等修学資金貸付制度のしおり」をご覧ください。

【問い合わせ先】

〒052-0021 北海道伊達市末永町 39 番地 8 保健センター

伊達市役所 健康福祉部 健康推進課 予防係

TEL 0142-82-3198 (内線 : 602)

FAX 0142-25-3325

伊達市看護師等修学資金貸付制度のしおり

令和3年3月

北海道 伊達市

(健康福祉部 健康推進課)

～伊達市看護師等修学資金貸付制度について～

この制度は、看護師等^{※1}の養成施設^{※2}に在学している方で、将来伊達市内（以下「市内」という。）の医療機関等^{※3}で看護師等の業務に従事^{※4}する意思がある方を対象に、無利子で修学に必要な資金を貸付けることにより、市内における看護師等の確保と質の向上を図ることを目的としています。

このように、あくまで修学資金を貸付ける制度ですので、貸付期間が満了したときは、原則として貸付金を返還することが必要となります。

ただし、卒業又は修了（以下「卒業等」という。）後に、一定要件のもと市内で看護師等の業務に従事したときには、貸付金の返還が免除となります。

- ※1 看護師等とは、助産師、看護師、准看護師、専門看護師及び認定看護師をいいます。
- ※2 養成施設とは、大学、助産師・看護師・准看護師養成所（短期大学、高等学校等も含む）、大学院（専門看護師の受験に必要な単位または助産師国家試験受験資格を取得できる修士課程に限る）及び認定看護師教育課程をいいます。
- ※3 医療機関等とは、市内にある病院等の医療機関のみならず、市内の介護老人保健施設や訪問看護ステーションなど看護師の配置が法令等で必要とされている施設も含まれます。
- ※4 従事とは、常勤として勤務することをいいます。

【 貸付けを受ける前に、よくご検討ください 】

貸付けを希望される方は、この「しおり」をよく読み、貸付け金であるという趣旨を理解していただき、卒業等の後、市内の医療機関等で看護師等の業務に従事する免除事由に該当しないときの返還の負担をもう一度よく考えた上で、卒業等の後の進路を十分に検討してから申請してください。

- ※ 特に、複数の修学資金の貸付を受ける場合は、各貸付の返済免除事由が、市外の医療機関等へ就職など当市の制度と相容れないこととならないよう、よく貸付内容をご確認ください。

目次

制度の内容

1	貸付制度のフロー	P 1
2	貸付けの対象	
3	貸付金額	
4	貸付期間	
5	貸付申請	
6	貸付決定	P 2
7	貸付方法	
8	貸付決定の取消し等	
9	返還	
10	返還猶予	P 3
11	返還免除	
12	延滞金	P 4

募集について

1	募集人数	P 5
2	募集期間	
3	応募資格	
4	応募方法	
5	貸付けの決定	

諸手続きについて

	《貸付けを受けるときの手続き》	
	★貸付け申請をするとき	P 6
	★貸付けが決定したとき	
	《在学中の手続き》	
	★毎年、借受人の現況を報告するとき	
	★貸付けが終了したとき	
	★貸付けを辞退するとき	P 7
	★退学、休学、停学、復学、修業期間延長又は履修を取りやめるとき	
	《卒業等の後の手続き》	
	★毎年、借受人の現況を報告するとき	
	★看護師等の免許又は資格を取得したとき	
	★貸付金の返還猶予を申請するとき	
	★猶予期間中に退職等で猶予事由が消滅したとき	
	★貸付金の返還免除を申請するとき	
	《変更が生じるときの手続き》	
	★振込先を変更するとき	
	★連帯保証人を変更するとき	
	★連帯保証人の住所・氏名に変更があるとき	P 8
	★借受人の住所・氏名に変更があるとき	

《借受人が死亡したときの手続き》

条例、規則（様式）※添付

参 考

- (5) 連帯保証人が要件を欠いたとき又は死亡等により連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人を立て、市長の承認を得る必要があります。また、この他連帯保証人の住所・氏名が変更となる場合は届出が必要です。

※連帯保証人は、市長の承認がない限り、連帯保証人を辞めることはできません。

6 貸付決定

申請書類を審査の上、貸付けの可否を決定し、その結果を本人に通知します。なお、募集予定人数を越える応募があった場合、選考（面接の場合もあり）を経て貸付けを決定します。

7 貸付方法

- (1) 四半期（4・7・10・1月）ごとに3ヶ月分を借受人名義の口座へ振り込みますので、貸付決定後は、振込先を届け出てください。

※貸付決定が5月の場合には、7月に6ヶ月分をまとめて振り込みます。

- (2) 認定看護師教育課程の履修生への貸付けは、貸付決定後に一括で振り込みます。

8 貸付決定の取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、貸付決定が取り消されます。なお、貸付決定が取り消された場合、取消された日の属する月の翌月から貸付金を返還しなければなりません。

- ① 死亡したとき
- ② 退学したとき又は履修を取りやめたとき
- ③ 心身が故障し、修学できなくなったとき
- ④ 貸付けを辞退したとき
- ⑤ 偽りその他不正な手段で貸付けを受けたとき
- ⑥ この条例に基づく規則の規定に違反した（必要な書類を提出しない）とき
- ⑦ その他貸付けの目的を達成する見込みがないとき

※本制度は、他の貸付制度と併用できますが、それにより、卒業後、市内で看護師等の業務に従事できないときは、目的を達成する見込みがないとして取消することもあります。

- (2) 貸付決定の取消しは、取消事由に該当した日が取消日となりますので、届出等が遅れると事由に該当した日からその日までの延滞金が加算されることもあります。
- (3) 休学や停学、一か月以上欠席したときは、その期間分の貸付けはしません。
- (4) 正当な理由なく必要な書類を提出しないときは、貸付けを一時保留します。なお、一定期間経過しても提出されないときには⑥の事由により取消することもあります。

9 返還

- (1) 次のいずれかの事由に該当した日の属する月の翌月から貸付金の返還義務が生じます。

- ① 貸付決定が取り消されたとき

※卒業等したときではないのでご注意ください。

※卒業等した時の場合は、1年後に返還義務が生じますので、返還を猶予する申請も1年後にさせていただきます。

- (2) 貸付金は、貸付けを受けた期間と同等の期間内で全額を返還しなければなりません。

※認定看護師教育課程の貸付期間は、6ヶ月と見なします。

- (3) 返還方法は、月賦、半年賦または一括から選択できます。
- (4) 偽りその他不正な手段等で貸付けを受け、貸付決定が取り消された場合、一括で返還しなければなりません。

10 返還猶予

- (1) 次の事由に該当している間、返還事由に該当していても返還を猶予することができます。
 - ① 貸付けを辞退した後も在学しているとき
 - ※「在学しているとき」とは、正規の修業期間内に限ります。
 - ② 卒業等の後、更に別の看護師等の養成施設に進学したとき
 - ③ 市内で看護師等の業務に従事しているとき
 - ※看護師等の業務は、取得した免許又は資格（以下「免許等」という。）に係わらず、保健師助産師看護師法に定める看護師業務に従事していれば該当します。
 - ④ 災害又は傷病等で看護師等の業務に従事できないとき
 - ※災害又は傷病等により市内で業務に従事できないときであり、災害又は傷病等で返還できないときではありません。
 - ※出産、育児又は介護など看護師等の業務に従事したくてもできないときは該当します。
 - ※認定看護師教育課程の修業期間が6ヶ月を越える教育機関で履修しているときは該当します。
- (2) 猶予は、市長に申請し、認められてはじめて効力が生じますので、猶予事由に該当しているだけでは猶予されません。したがって、猶予申請が遅れた場合、その間の分については猶予することができませんので、返還を要することになります。
- (3) 上記②から④の事由により猶予を受けている期間中に猶予事由が消滅したときは、届出が必要となります。
- (4) 猶予事由が消滅した場合、消滅した日の属する月の翌月から返還しなければなりません。

11 返還免除

- (1) 卒業等の後、免許等を取得し、貸付けを受けた期間と同等の期間、引き続き市内で看護師等の業務に従事したときは、返還債務の履行期が到来していない（貸付金の返済日が来ていない）部分について免除を受けることができます。
 - ※卒業等の後、直ちに市内で看護師等の業務に従事し、貸付期間と同等の期間、引き続き従事したときには、全額免除になります。したがって、卒業等の後、市外で従事するなど猶予事由に該当していない期間又は猶予事由に該当するが猶予を受けていない期間の分については、免除の対象とはなりません。
 - ※貸付期間が3年未満の場合は、3年間従事しなければ免除は受けられません。
 - ※「引き続き」とは、連続して市内で従事している場合であり、途中で免除事由が消滅した場合には、中断（民法上の中断）となります。従事期間は累計ではないのでご注意ください。
 - ※市内で看護師等の業務に従事している間に猶予事由の②又は④に該当し、猶予を受けたときには、従事期間は中断しません。なお、この猶予期間は従事期間に算入されません。
 - ※従事期間が中断された場合は、再度、貸付けを受けた期間と同等の期間、引き続き市内で看護師等の業務に従事しなければ免除されません。

- (2) 看護師等の養成施設に在学・履修中、死亡又は心身が故障したときは、返還債務の履行期が到来していない部分について免除を受けることができます。
- (3) 市内で看護師等の業務に従事していたことが原因で死亡又は心身が故障したときは、返還債務の履行期が到来していない部分について免除を受けることができます。
- (4) 上記(3)以外の事由により、死亡又は心身が故障したときで、市内で看護師等の業務に従事した実績がある場合には、その実績に応じて履行期が到来していない返還債務の一部又は全部の免除を受けることができます。
- ※免除額＝履行期が到来していない返還債務×市内に従事した期間（累計）÷貸付期間
- (5) 専門看護師又は認定看護師については、取得した看護分野において免除に必要な期間、市内に従事しなければ免除になりません。
- (6) 免除は、市長に申請し、認められてはじめて効力が生じますので、免除要件を満たしただけでは債務は消滅しません。

12 延滞金

貸付金を返還すべき日までに返還しないときは、貸付金の額に年7.3%の割合で計算した額が延滞金として加算されます。

募集について

1 募集人数

募集人数は、毎年3月下旬頃に市のホームページでお知らせする予定ですので、ホームページをご覧ください。

2 募集期間

募集は、おおむね以下の日程で申請を受け付ける予定です。詳細については、毎年3月頃に市のホームページでお知らせする予定ですので、ホームページをご覧ください。

- (1) 看護師等養成施設の在学者・・・毎年4月頃から約1ヶ月間を予定。
- (2) 認定看護師教育課程の履修生・・・毎年4月頃から約1ヶ月間を予定。

3 応募資格

(1) 次に掲げる全てを満たしている方

- ① 看護師等の養成施設に在学している方
- ② 将来伊達市内で看護師等の業務に従事する意思のある方
- ③ 成人で独立した生計を営む連帯保証人を原則2名立てられる方

(2) その他

- ① 年齢、居住地、学校所在地は問いません。
- ② 他の制度との併用も可能です。

ただし、各貸付の返済免除事由が市外の医療機関等へ就職であるなど、前号②と相反することにならないよう、併用する制度の内容をよくご確認ください。

4 応募方法

次ページにある必要な書類を直接市役所に持参するか又は郵送してください。

5 貸付けの決定

(1) 貸付決定の日

5月中に貸付決定を行う予定です。ただし、募集人数を越える応募があった際には、選考を行うため、6～7月中に決定となる予定です。

(2) その他

面接により選考する場合がありますので、申請者が市役所へ来庁できるよう日程調整をお願いします。

(面接を行う場合、事前に日程をご連絡しますが、5～6月中の予定です。)

【問い合わせ先】

〒052-0021 北海道伊達市末永町39番地8 保健センター
伊達市役所 健康福祉部 健康推進課 予防係
TEL 0142-82-3198 (内線: 602)
FAX 0142-25-3325

諸手続きについて

- 1 修学資金を借りた方は、貸付けが決定してから貸付金を全額返還する（又は返還免除を受ける）まで、毎年3月31日現在の現況を報告しなければなりません。
- 2 このしおりをよく読んで、必ず皆さんがそれぞれの事由ごとに提出すべき必要な書類を把握し、手続きを行ってください。諸手続きについて市から連絡はいたしません。
- 3 必要な書類の提出がない場合は、貸付決定の取消しや貸付金の返還義務が生じますので、必要な書類は、必ず定められた期間内に提出してください。添付する書類は、各様式の備考（下段）に記載していますので、ご確認ください。
- 4 様式は、市役所健康推進課（保健センター）窓口にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。
- 5 書類の提出は、原則として持参又は郵送でお願いします。

※各様式の押印が必要な箇所には「㊟」や「印」と記載しています。「㊟」や「印」が記載ないところは、押印不要です。

《貸付けを受けるときの手続き》

事 由	必要書類	提出時期
★貸付申請をするとき	①貸付申請書（第1号様式） ②履歴書（第2号様式） ③在学又は履修を証する書面 ※在学証明書又は受講許可書等 ④住民票（申請者及び連帯保証人） ⑤保証書（第3号様式） ※連帯保証人ごとに提出 ⑥印鑑証明書（連帯保証人） ⑦病院長等からの推薦状 ※認定看護師教育課程にかかる修学 資金貸付申請の場合（参考様式あり） ⑧場合により、こちらから連帯保証人の源泉徴収票や年金振込通知書など 弁済能力を証する書面を求めるとも ありますので、ご了承ください。	募集期間内に提出 ※期限最終日までに必着 ※募集期間は、ホームページ をご覧ください。
★貸付けが決定したとき	振込先金融機関（登録・変更）届 （参考様式あり）※借受人名義口座	貸付決定後直ちに提出 ※自署の場合FAXでの提出可

《在学中の手続き》

事 由	必要書類	提出時期
★毎年、借受人の現況を報告するとき	借受人現況報告書（第19号様式）	毎年4月1日から末日まで
★貸付けが終了したとき ※貸付期間満了及び貸付決定が取消されたとき	修学資金借用書（第7号様式）	貸付け終了後に直ちに提出 ※貸付期間満了の場合は、最後の振込月ではなく、貸付決定を受けた期間の最後の月になります。
★貸付けを辞退するとき	修学資金辞退届（第17号様式）	辞退等の事由が決定したとき直ちに提出
★退学、休学、停学、復学、修学期間延長又は履修を取りやめるとき	養成施設等退学（休学、停学、復学、修学期間延長、履修取りやめ）届（第14号様式）	※届出が遅れて返還が遅滞すると延滞金加算の対象となりますのでご注意ください。

《卒業等の後の手続き》

事 由	必要書類	提出時期
★毎年、借受人の現況を報告するとき	借受人現況報告書（第19号様式） ※ <u>卒業等したときは借受人現況報告書ではなく、<u>業務従事証明書</u>をご提出ください。</u>	毎年4月1日から末日まで
★看護師等の免許又は資格を取得したとき	①看護師等免許（資格）取得届（第15号様式） ②看護師等の免許又は認定証の写し	免許登録後又は専門・認定看護師の認定証の交付後直ちに提出
★返還猶予を申請するとき	①返還猶予申請書（第8号様式） ②猶予事由を証する書類 ※業務従事証明書（参考様式あり）、在学証明書など	貸付けが取り消された場合は、直ちに、卒業等の場合は1年後に提出
★猶予期間中に退職等で猶予事由が消滅したとき	返還猶予事由消滅届（第10号様式）	猶予事由消滅後直ちに提出 ※届出が遅れて返還が遅滞すると延滞金加算の対象となりますのでご注意ください。
★返還免除の申請をするとき （市内従事）	①返還免除申請書（第11号様式） ②業務従事証明書（参考様式あり）	事由該当後直ちに提出
★返還免除の申請をするとき （借受人の死亡等）	①返還免除申請書（第11号様式） ②死亡等の原因を証する書類 ※死亡診断書の写し等	事由該当後直ちに提出

《変更が生じるときの手続き》

事 由	必要書類	提出時期
★振込先を変更するとき	振込先金融機関（登録・変更）届 （参考様式あり）	変更するときに提出 ※自署の場合 FAX での提出可
★連帯保証人を変更するとき	①連帯保証人変更申請書（第4号様式） ②承諾書（第5号様式） ③住民票（新連帯保証人） ④印鑑証明書（新連帯保証人） ⑤場合によっては、「★貸付申請をするとき」の⑦の※に掲げる書類	変更しようとするときは、事前に市役所へご相談ください。
★連帯保証人の住所・氏名・実印に変更があるとき	①連帯保証人住所等変更届（第16号様式） ②変更事由を証する書類 ※住民票等	変更事由が生じたとき直ちに提出
★借受人の住所・氏名に変更があるとき	①借受人住所等変更届（第13号様式） ②変更事由を証する書類 ※住民票等	変更事由が生じたとき直ちに提出

《借受人が死亡したときの手続き》

事 由	必要書類	提出時期
★借受人が死亡したとき	①借受人死亡届（第18号様式） ②死亡を証する書類 ※死亡診断書の写し等	死亡後直ちに提出 ※相続人が提出

【提出先】

〒052-0021

北海道伊達市末永町39番地8 保健センター

伊達市役所 健康福祉部 健康推進課 予防係

TEL 0142-82-3198（内線：602）

FAX 0142-25-3325